

令和4年度国際化推進活動助成金の申請留意事項

1 対象事業について

(1) 対象事業実施期間等

	募集期間	交付決定時期	対象事業実施期間
第1次募集	令和4年2月1日～ 2月28日	令和4年4月1日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
第2次募集	令和4年6月1日～ 6月30日	令和4年7月中	令和4年8月1日～ 令和5年3月31日

- (2) 第1次募集で不採択となった事業と同一内容の申請は、第2次募集の対象外となります。
(3) 要綱第3条に定める事業のうち、特に緊急性が高い事業を優先的に採択します。

2 申請方法について

- (1) 国際化推進活動助成金交付申請書(別記第1号様式)及び添付書類を郵送または電子メールで申請期日(必着)までに送付してください。

※ 交付申請書への押印は廃止しました。

※ 他の助成金・補助金・寄付金等を受ける場合(申請予定も含む)は、必ず収支予算書「他からの収入」欄に記載してください。

※ 第1次募集の申請にあたり、当年度予算書及び前年度決算書が申請時点で未確定の場合は、前年度予算書及び前々年度決算書を提出し、かつ確定後速やかに当年度予算書及び前年度決算書を提出してください。

- (2) 申請書類の様式及び「国際化推進活動助成金交付要綱」は、下記ホームページ、QRコードよりダウンロードできます。

申請にあたっては、必ず「国際化推進活動助成金交付要綱」をよくお読みください。

https://www.niigata-ia.or.jp/jp/ct/001_nia_info/003_kokusai_suishin/001_kokusai_suishin.html



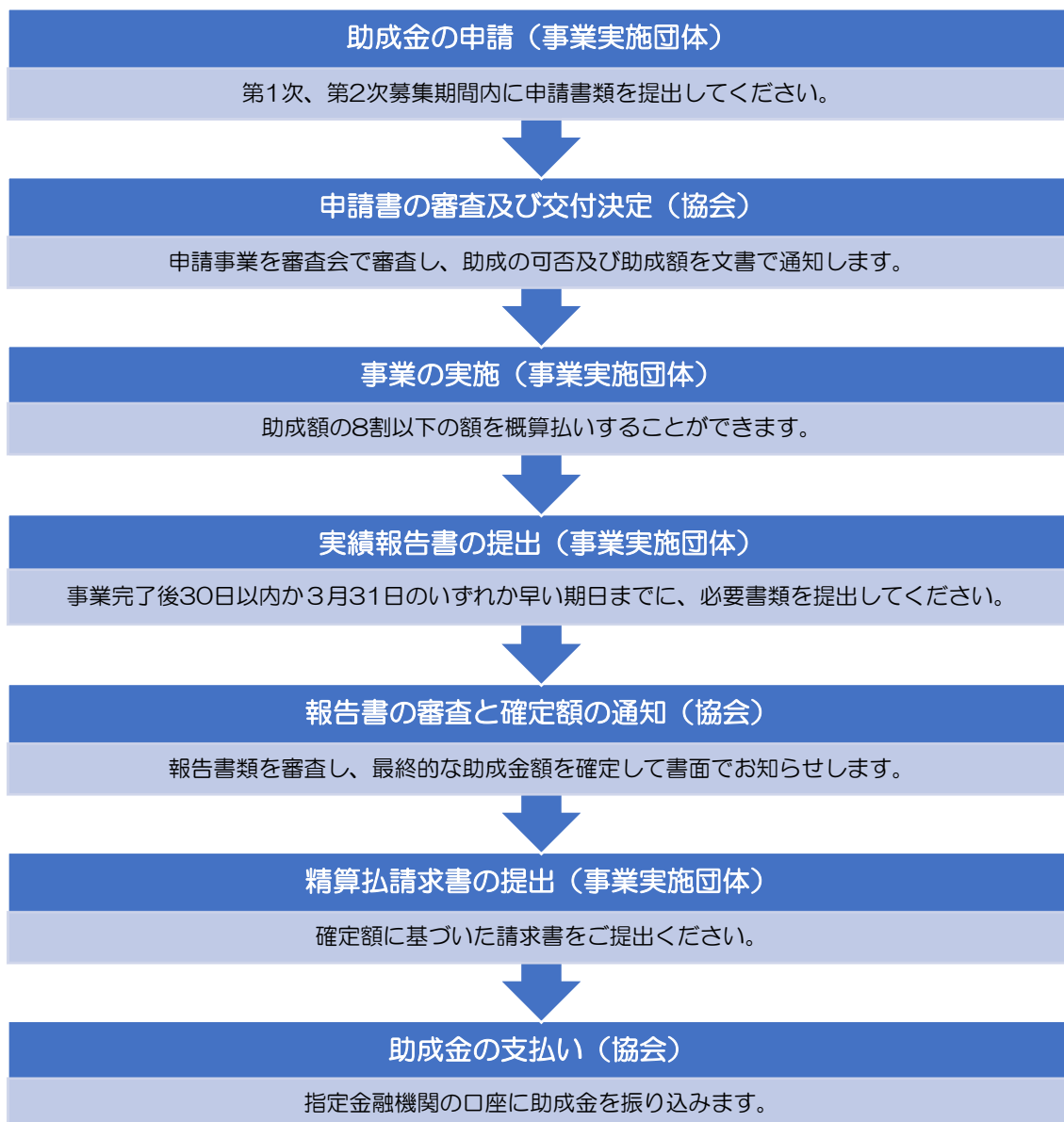
3 申請の制限について

- (1) 同一事業での助成金の申請・交付は、原則として3回(不連続含む)までです。但し、継続することが妥当であると認められる場合はこの限りではありません。
(2) 過去の申請に関し、事業の中止等で交付が取消となった場合は交付回数に含みません。
(3) 助成金の交付は、原則として1団体につき年度内1事業とします。

4 交付決定について

- (1) 助成の可否及び助成額は、事業の先駆性、将来性、公益性、波及性、事業運営や予算計画の適切性等の観点から総合的に判断し、審査会の審査を経て決定します。
(2) 第1次募集及び第2次募集とも、予算の範囲内において助成を行います。

5 助成金交付までの流れ



6 新型コロナウイルスへの対応について

- (1) 事業実施の判断は、国や自治体の要請等に従ってください。
- (2) 事業を実施するにあたっては、感染拡大防止措置を適切に講じてください。
- (3) 感染拡大防止のため、やむをえず事業を中止（一部中止を含む）または延期する場合の取り扱いは「中止または延期する事業に係る国際化推進活動助成金の取り扱いについて」をご覧ください。

7 その他

- (1) 本助成金は、当協会の賛助会員が対象になります。申請時に加入手続きが完了しない場合は速やかに手続きを行ってください。
- (2) 第2次募集に申請する場合は、対象事業実施期間に留意してください。
- (3) 助成金交付団体の名称、対象事業名、助成金額は当協会の発行物等で公表します。

8 提出先・問合せ先

公益財団法人新潟県国際交流協会
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 2 階
TEL : 025-290-5650 FAX : 025-249-8122
Eメール : nia21c@niigata-ia.or.jp